

JETRO

特許庁委託事業

特許侵害対応マニュアル

韓国編

2013年3月



第5章 特許侵害時の裁判手続の概要

1. 民事裁判

1-1 意義

民事訴訟とは、私法的法律関係で発生した紛争を国家により強制的に解決する訴訟をいう。民事訴訟手続は私法上法律関係の確定(判決手続)、保全手続(仮押留と仮処分手続)及び実現手続(強制執行手続)に区分される。より具体的に説明すれば、次のとおりである。

- ① 民事訴訟は公法的法律関係ではなく私法的法律関係のみを対象として、主に財産関係と家族関係に関する訴訟を対象とする。
- ② 民事訴訟は原告によって開始され、原則的にその紛争の相手方である被告が存在する(二当事者対立主義)。
- ③ 法院は公平な審理手続を経て請求認容及び請求棄却の判決を下して、これにより紛争は終決する。
- ④ 民事訴訟で敗訴した当事者が判決の主文どおり履行しないときは、強制履行を法院に申請して権利の実現を享受することができる。

1-2 手続の概略

特許侵害に対する民事上救済は訴状を提出することにより始まる。提出された訴状が被告に送達されると訴訟係属が発生し、その後書面攻防手続、弁論及び/または弁論準備手続を経てすべての主張と立証を行った後、判決が宣告される。

ソウル中央地方法院の知財専門担当部(第 11, 12, 13 民事部)の場合を基準として特許侵害差止請求事件の第一審進行パターンを概略的に説明する。

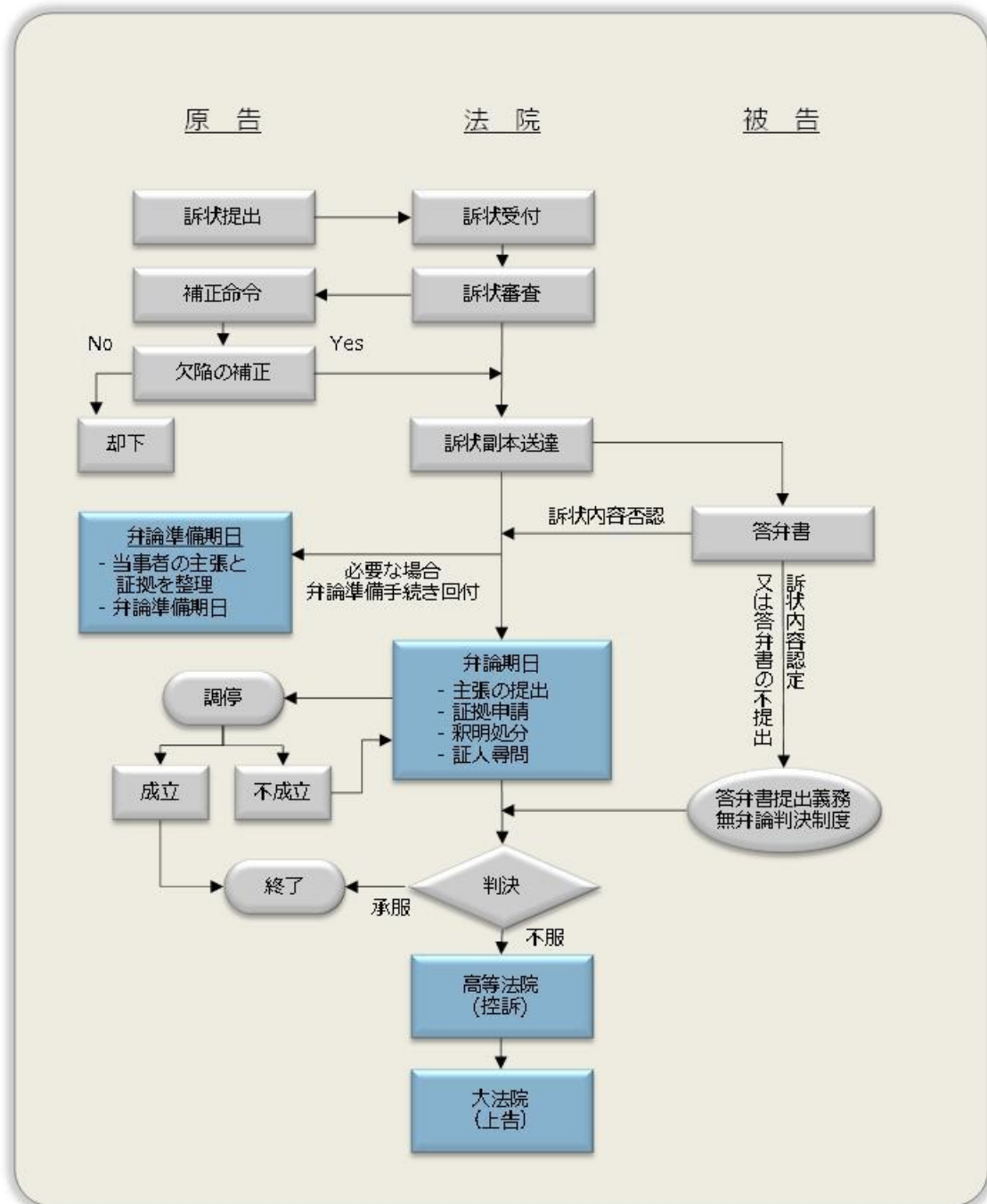
まず、法院は訴状送達後 30 日以内に被告に答弁書提出を命じ、その期間後、追加の書面攻防なしに弁論期日を指定する。争点整理や技術説明が必要な場合は、弁論期日とは別途に弁論準備期日(技術説明会)を指定して、事件を進めていく。

特許侵害の有無、発明の効果などに関して双方争いがある場合には、法院が専門家に鑑定を依頼してその結果に基づいて判断するケースが多く、また、証人尋問を通じて実体的真実を明らかにする試みも積極的に行われているようである。

侵害訴訟において被告は非侵害主張と共に新規性・進歩性欠如事由も織り込んで特許無効の抗弁を積極的に展開するケースが多いが、法院の審理の結果、権利として主張する特許が後日特許審判によって無効になることが明白な場合には権利濫用に当たるという理由で原告の請求を棄却できるというのが大法院の

立場である（164 ページ参照）。

1-3 民事訴訟手続のフローチャート



損害賠償請求なしで特許侵害差止だけを求める場合、通常、弁論期日 3~4 回、弁論準備期日 2~3 回程度が開かれ、判決に至る場合が多い(期日と期日の間隔は概ね 4~5 週程度)、鑑定手続きがなければ普通は 1 年ほどで判決に至る。鑑定手続きが必要な場合には、鑑定に必要な期間(事案によって 3~8 ヶ月

第5章 特許侵害時の裁判手続の概要

程度)により、その分判決が遅れることになる。また、損害賠償請求が追加されている場合には、さらに損害賠償額の審理に必要な期間分(3~6ヶ月程度)判決が遅れる。

1-4 和解勧告

民事裁判において判決を得る以外にも和解勧告を受け双方当事者が和解したり、法院が和解勧告決定をすることもある。まだまだ判決によって終決をみるケースの方が多いが、和解も徐々に増えつつある。詳しくは132ページを参照のこと。

2. 刑事裁判

特許侵害罪に関する刑事事件は特許権者や専用実施権者の告訴によって始まる(親告罪)。その後捜査機関の捜査を経て検事が犯罪の疑いがあると判断して被疑者を起訴すると刑事訴訟手続が始まる。民事訴訟の場合に比べて多少複雑であるためその概要を簡略に説明する。

2-1 告訴

告訴とは、犯罪の被害者などの告訴権者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいうが、犯罪による被害者は告訴することができ(刑事訴訟法第223条)、告訴又はその取消は代理人にさせることができる(刑事訴訟法第236条)。

公訴の提起に告訴のあることを必須とする親告罪の場合、犯罪事実を知った日から6ヶ月が経過すると、告訴することができなくなる(刑事訴訟法230条第1項)。したがって、親告罪である特許権、実用新案権、デザイン権に対する侵害の罪の場合には、犯人を知った日から6ヶ月以内にしなければならない(特許法第225条、刑事訴訟法第230条第1項)。なお商標権の侵害の罪は親告罪ではない。

告訴は、書面又は口述で、犯罪地、非告訴人の住所、居所または現在地を管轄する検事又は司法警察官にしなければならない(刑事訴訟法第4条、同法第237条)。

2-2 司法警察又は検察による捜査

司法警察官が告訴を受けたときには、迅速に調査して関係書類と証拠物を検事に送付しなければならない(刑事訴訟法第238条)。

犯罪の嫌疑を判断するために捜査機関は、裁判所から令状の発給を受けて、検事の指揮によって捜索、押収を行う(刑事訴訟法第 113 条、同法第 114 条)。

2-3 検察による事件処理の決定

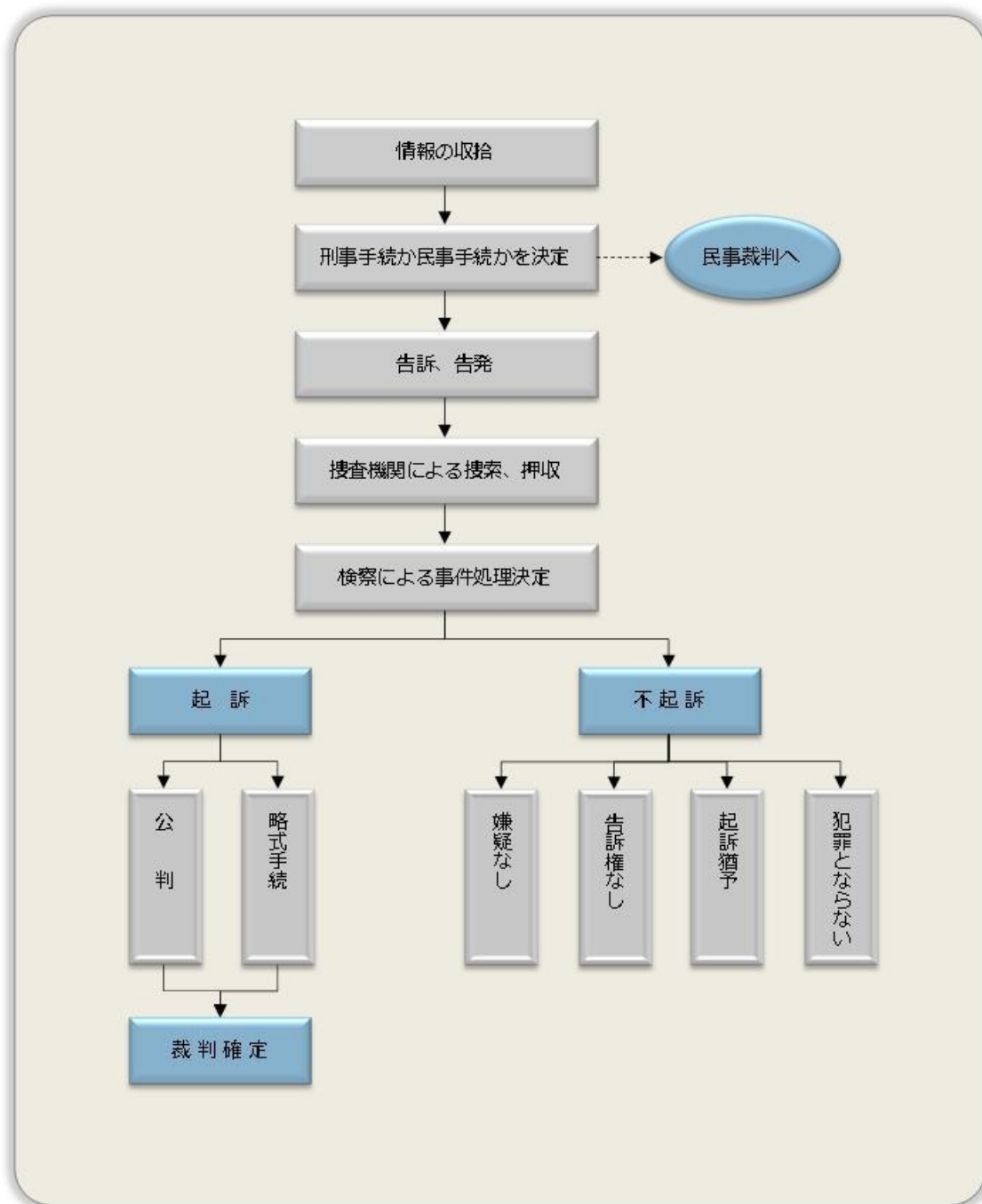
検察は、告訴、告発、自首又は司法警察官などからの事件の送致などの事由により事件を受理、捜査し、収集された結果により、公訴の提起(公判又は略式)、不起訴(嫌疑なし、告訴権なし、起訴猶予、犯罪とならない)などの事件処理決定を行う。

略式手続は、検事の請求により公訴の提起と同時に書面でなされ(刑事訴訟法第 449 条)、地方法院では、公判手続なくして略式命令で被告人を罰金、科料又は没収に処することができる(刑事訴訟法第 448 条)。

2-4 刑事訴訟手続

刑事訴訟は、検察官が刑罰を科すべきことを請求し、被告人、弁護人が防御をし、裁判所が公権的な判断を行うという構造の訴訟で日本と同様である。裁判の審理に関しては、先決問題である特許無効の主張を認めず、単に訴訟手続の中止ができるよう任意規定とされている(特許法第 78 条、同法第 164 条)。

2-5 刑事訴訟手続のフローチャート



[特許庁委託]
特許侵害対応マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
韓相郁（執筆）
金容甲（執筆）
宋尚燁（執筆）
金尚源（構成・編集）

[オブザーバー]
日本貿易振興機構 ソウル事務所
岩谷一臣

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2013年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2012年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。